

# 会 則

日本インダストリアル・エンジニアリング協会

## 第1章 名称および事務所

(名称と位置づけ)

第1条 本会は、日本インダストリアル・エンジニアリング協会( The Japan Institute of Industrial Engineering) と称し、公益財団法人 日本生産性本部の組織内組織の位置づけとする。

(事務所)

第2条 本会は、公益財団法人 日本生産性本部内(東京)に事務所を置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会はインダストリアル・エンジニアリングに関する調査研究を行い、経験交流並びに、啓発普及を通じてわが国における、インダストリアル・エンジニアリングの正常なる発展を図り、もってわが国産業の経営の近代化と、生産性向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. インダストリアル・エンジニアリングに関する調査研究
2. インダストリアル・エンジニアリングに関する経験交流ならびに啓発普及
3. インダストリアル・エンジニアリングに関する資料の収集整備および頒布
4. インダストリアル・エンジニアリングに関する刊行物の発行頒布
5. インダストリアル・エンジニアリングに関する関係諸機関との連絡提携
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員および会費

(会員の種類および会員)

第5条 会員の種類は以下の4種とし、さらに正会員は法人会員と個人会員に区分する。

(1) 正会員

- ・法人会員
- ・個人会員

(2) 準会員

(3) 特別会員

(4) 名誉会員

2. 法人会員とは、法人および団体で、第6条の入会手続きにより会員となり、第7条の会費1口以上を負担した者をいう。法人会員は、1口につき個人会員1名分の権利を有するものとする。
3. 個人会員とは、本会の主旨に賛同し、インダストリアル・エンジニアリングに関する経験または興味を有する個人で、第6条の入会手続きにより会員となり、第7条の会費を負担した者をいう。
4. 準会員とは、インダストリアル・エンジニアリングに関係する大学および大学院に在学する学生で、本会の主旨に賛同し、第6条の入会手続きにより会員となり、第7条の会費を負担した者をいう。
5. 特別会員とは、インダストリアル・エンジニアリングに関係する学識経験者および関係諸機関の専門家で、幹事会の推薦により会員となった者をいう。
6. 名誉会員とは、インダストリアル・エンジニアリングに関し、功績顕著なる者、または本会の目的達成に多大な貢献をした者で、本会会長（以下会長という）の推薦により会員となった者をいう。

（入会手続）

- 第6条 本会の正会員、準会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長あてに申し込むものとする。
2. 前項の規定により入会の申込みがあった場合には、会員としての適格性を確認のうえ、会長がその入会を承認する。

（会費）

- 第7条 本会の会員は、別に定める入会金および当該年度の会費を納入しなければならない。
2. 既納の会費はいかなる事由があっても一切返還しない。

（退会）

- 第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その事由を明らかにして会長あてに文書にてその旨を届け出るものとする。

（除名）

- 第9条 会員が以下の各項のいずれかに該当した場合は、総会の議決を経て除名することができる。
- (1) 会費未納付など、会員たる業務を履行しないこと著しいとき
  - (2) 本会の事業を妨げる行為をしたとき

- (3) 本会の名誉を著しく毀損するなど、本会の信用を失わせるような行為をしたとき
- (4) 本会の個人情報を含む営業秘密の漏えい等の不正行為をしたとき
- (5) 暴力団関係企業・団体もしくはこれらの関係者等又はその他これらに準ずる反社会的勢力であると本会が認めたとき

#### 第4章 役員および顧問

( 役員の種類および定数)

第10条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	10 名以内
常任幹事	1 名
幹 事	80 名以内
監 事	2 名

ただし上記の外、名誉会長を置くことができる。

( 役員を選任)

第11条 会長は、幹事会にて幹事の互選により定める。

- 2. 副会長、常任幹事は、幹事会の承認を経て幹事のうちから会長が委嘱する。
- 3. 幹事、監事は、総会において選任する。
- 4. 前項の規定にかかわらず、会長は若干名の幹事を選任することができる。この場合は、直近の総会にて承認を得る。

( 役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位にしたがって、その職務を代行する。
- 3. 常任幹事は、会長の命を受けて会務を処理し、会長および副会長ともに事故あるときはその職務を代行する。
- 4. 幹事は、幹事会において業務の決定に参画する。
- 5. 監事は、本会の業務及び会計処理状況を監査する。

( 役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

- 2. 役員は、再任をさまたげない。
- 3. 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職を行うものとする。
- 4. 任期の開始・終了は通常総会とする。任期中にやむをえない事由により役員交代が必要な場合は、会長がこれを承認し直近の総会にて承認を得る。後任者の

任期は前任者のそれを引き継ぐ。

( 役員 の 補充 )

第14条 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、幹事会がその必要を認めない場合はこの限りでない。

( 顧 問 )

第15条 会長は幹事会の承認を経て顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は、会長の諮問に応ずる他、本会の業務について意見を述べることができる。
3. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

## 第5章 会 議

( 会 議 の 種 類 )

第16条 本会の会議は次の通りとする。

- ( 1 ) 総 会
- ( 2 ) 幹事会

( 総 会 )

第17条 総会は、正会員をもって構成し、これを通常総会および臨時総会に分ける。

2. 通常総会は毎年1回、事業年度終了後2カ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、下記の場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 幹事会が必要と認めたとき
  - (3) 会員の5分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

( 総 会 の 付 議 事 項 )

第18条 この会則に別段の定めのある事項の外、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 毎事業年度の事業計画書および予算書
- (2) 毎事業年度の事業報告書、収支決算書
- (3) その他必要な事項

( 総 会 の 招 集 お よ び 議 長 )

第19条 総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会の招集は、少なくとも会日の15日前までに、その会議の目的たる事項並びに開催の日時、および場所を記載した書面をもってしなければならない。

3. 総会の議長は、出席した正会員（役員を除く）のうちから選任する。

（総会の定足数）

第20条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

2. やむをえない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された書面をもって表決をなし、またはその総会に出席する他の正会員に議決権を行使することを委任することができる。
3. 前項の正会員は出席したものとみなす。

（総会の議決方法）

第21条 総会の議事は、この会則に別段の定めある場合を除き、出席正会員総数の3分の2以上の同意をもってこれを決定する。

（幹事会の付議事項）

第22条 幹事会は、この会則に別段の定めのある事項の外、下記の事項を審議決定する。

- (1) この会則に必要な細則の制定、変更または廃止
  - (2) その他業務執行に関し会長が付議した事項
2. 幹事会は、会則の規定および総会の議決に従わなければならない。

（幹事会の招集および議長）

第23条 幹事会は、会長がこれを招集し会長が議長となる。

2. ただし、幹事の3分の1以上の要求があったときは招集することができる。

（幹事会の定足数）

第24条 幹事会は、幹事総数の過半数の出席をもって成立する。

2. 幹事会の議事は、出席幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権の委任）

第25条 幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決をなすことができる。この場合、幹事は幹事会に出席したものとみなす。

（書面による議決）

第26条 会長は、簡単な事項または、緊急止むを得ざる事情により幹事会の招集が困難な場合については、その内容を記載した書面を幹事に送付して、その賛否を求め、幹事会の議決に代えることができる。ただし、次の幹事会に報告する。

2. 前項の場合において、幹事総数の過半数の賛成があった時は、幹事会の議決があったものとみなす。

## 第6章 運営委員会

第27条 本会の事業の円滑なる運営を図るための運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、会員のうち産業界および学界の有識者をもって構成し、本会の目標、方針ならびに年度事業計画の企画、実施計画を審議し、策定し、幹事会に提出する。
3. 運営委員会に下記の委員を置く。
  - ・委員長 1名
  - ・副委員長 若干名
  - ・委員 若干名(1)委員長は、本会会員のうちから会長が委嘱し、副委員長および委員は、委員長が委嘱する。
4. 運営委員の任期は2年とする。ただし再任されることが出来る。
5. 運営委員会の開催は、必要に応じ委員長が招集する。
6. 運営委員会は、必要に応じ運営委員会の中に専門委員会を置くことができる。

## 第7章 連携団体と共同事業

第28条 本協会と活動の目的を同じくする下記の団体を、連携団体という。

- (1)東北インダストリアル・エンジニアリング協会
  - (2)中部インダストリアル・エンジニアリング協会
  - (3)関西インダストリアル・エンジニアリング協会
  - (4)九州インダストリアル・エンジニアリング協会
2. 連携団体との連携の態様ならびにその内容は、会長が別に定める。

## 第8章 会計

第29条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金およびその他の収入を以て支弁する。

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 会則の変更

第31条 この会則を変更しようとするときは、総会において、出席正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第10章 解 散

第32条 本会を解散しようとするときは、総会において、出席正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第11章 事 務 局

第33条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2. 事務局には事務局長及び所要の職員をおく。
3. 事務局長は、会長が任免する。
4. 事務局の組織および運営については別に定めるところによる。

### [ 改正履歴 ]

制定	昭和34年3月2日	設立発起人会
改正	昭和41年5月12日	第8回通常総会
改正	昭和43年5月15日	第10回通常総会
改正	昭和47年6月8日	第14回通常総会
改正	昭和49年6月5日	第16回通常総会
改正	昭和51年6月2日	第18回通常総会
改正	昭和57年6月2日	第24回通常総会
改正	昭和63年6月1日	第30回通常総会
改正	平成元年5月19日	第31回通常総会
改正	平成20年5月12日	第50回通常総会
改正	2011年5月19日	第53回通常総会